

外為法に基づく「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」の提出

○外国為替及び外国貿易法(外為法)では、**非居住者が本邦にある不動産又はこれに関する権利(賃借権や借地権等)を取得した場合には、当該非居住者は、「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」を取得後 20 日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります。**

※金額や面積の大小にかかわらず報告が必要です。

○本報告書の作成・提出は、取得者である非居住者自身のほか、**居住者である代理人(不動産仲介業者等)による提出も可能**です。また、本報告書は、書面による提出のほか、**オンラインシステムによる提出も可能**です。報告書の様式・提出方法の詳細は、[財務省ホームページ](#)のほか、[日本銀行ホームページ](#)に掲載しています。

✓「居住者」とは、日本国内に住所又は居所を有する個人及び日本国内に主たる事務所を有する法人その他の団体(外国法人の日本国内にある支店等を含む。)をいいます。「非居住者」とは、居住者以外の個人及び法人その他の団体をいいます。※「外国為替法令の解釈及び運用について」(日本語版のみ)もご参照ください。

✓本報告書は、不動産等の取得日によって以下のとおり、報告不要となるケースや使用する様式が異なります。

取得日	令和8年3月31日以前	令和8年4月1日以降
報告対象	投資目的等で取得した不動産又はこれに関する権利の内容等	目的を問わず、取得した不動産又はこれに関する権利の内容等
上記のうち報告不要となるケース	①非居住者本人又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業員の居住用目的で取得したもの。 ②本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が、当該業務遂行のために取得したもの。 ③非居住者本人の事務所用として取得したもの。 ④他の非居住者から取得したもの。	①非居住者本人又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業員の居住用目的で取得した 不動産に関する権利 ※。 ②本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が、当該業務遂行のために取得した 不動産に関する権利 。 ③非居住者本人の事務所用として取得した 不動産に関する権利 。
様式第22	原則、旧様式を使用(新様式の使用も可)	新様式を使用(当分の間、旧様式の取り繕い使用可)

※不動産自体の取得があればその報告は必要です。(例)居住目的で借地権付建物を取得するケース→建物部分が報告対象。

✓取得日が令和8年4月1日以降となるものについては、報告事項に「取引の相手方(居住者・非居住者)」、「取得の目的(居住用、投資目的等)」、「不動産番号」が追加されます。詳細は様式第22(新様式)をご確認ください。

不動産・その権利を取得

取得者又は代理人

日本銀行を経由して財務大臣に提出



代理提出される場合は、是非オンラインシステムでの提出をお願いします!



【お問い合わせ先】

財務省国際局調査課外国為替室 TEL 03-3581-4111 (内線 69509)
 日本銀行国際局国際収支課 TEL 03-3277-2107